

○熱海市池田満寿夫記念館条例

平成19年10月1日

条例第20号

改正 平成24年12月20日条例第22号

平成26年3月14日条例第4号

平成27年3月13日条例第12号

令和2年3月18日条例第5号

令和4年3月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、文化の発展に寄与するため、熱海市池田満寿夫記念館（以下「池田記念館」という。）を設置し、管理等に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 池田記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熱海市池田満寿夫記念館	熱海市下多賀

(事業)

第3条 池田記念館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 池田記念館の保存及び公開
- (2) 池田満寿夫の活動に関する調査研究
- (3) 前2号に定めるもののほか、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(平24条例22・一部改正)

(開館時間)

第4条 池田記念館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令4条例6・全改)

(休館日)

第5条 池田記念館の休館日は、火曜日から金曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）とする。ただし、教育委

員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(令4条例6・全改)

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれのある者
- (2) 施設、器物、資料等を損傷するおそれのある者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他管理上必要な指示に従わない者

(令4条例6・追加)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に池田記念館の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の池田記念館の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 池田記念館の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4条例6・追加)

(指定管理者の指定の手續等)

第8条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(令4条例6・追加)

(入館料の納付)

第9条 利用者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が教育委員会

の承認を得て定めた額の入館料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の入館料の額を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得て定めなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該入館料の額を公表しなければならない。

4 入館料は、指定管理者の収入とする。

（令4条例6・追加）

（入館料の減免）

第10条 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、入館料を減免することができる。

（令4条例6・追加）

（入館料の不還付）

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（令4条例6・旧第6条線下・一部改正）

（損害賠償）

第12条 入館者は、池田記念館の施設、器物、資料等を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（令4条例6・旧第8条線下）

（資料等の寄贈等）

第13条 教育委員会は、池田記念館に資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項に規定する寄贈又は寄託を受けた資料等が、天災その他の不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会はこの責めを負わない。

（平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第9条線下・一部改正）

（委任）

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第10条線下）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年11月3日から施行する。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 2 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年熱海市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に効力を有する附則第3項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例の規定により市長が行った処分その他の行為については、附則第3項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により熱海市教育委員会が行った処分その他の行為とみなす。

(1)から(4)まで 略

(5) 熱海市池田満寿夫記念館条例

附 則(平成26年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)抄

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第6号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例第8条、第3条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例第8条、第4条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例第8条、第5条の規定による改正後の熱海市立伊豆山郷土資料

館条例第8条及び第6条の規定による改正後の熱海市凌寒荘条例第8条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。

別表（第9条関係）

（平27条例12・全改、令2条例5・令4条例6・一部改正）

池田記念館入館料

区分		一般	市民、団体等
入館料 （1人1回につき）	大人	610円	490円
	中学生・高校生	360円	240円

備考

- 1 「市民、団体等」とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 市内に住所を有する者及び熱海市別荘等所有税条例（昭和60年熱海市条例第23号）第2条に規定する別荘等の所有者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 20名以上の集まりで入館する者
 - (4) 誘客施策の一環として市長が別に定めた証明書類を提示した者
- 2 「大人」とは、中学生・高校生以外の者（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいい、「中学生・高校生」とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。